

扶養認定時の収入について

被扶養者の収入とは、原則として次に示すような継続的に生じる収入のすべてを含みます。

給与収入	給与、賞与、通勤交通費を含む総収入額（税金等控除前のもの）
年金収入	老齢、厚生、企業、遺族、障害、共済等、個人年金、その他継続性のある年金
事業収入	自営業、農業、漁業
不動産収入	土地、家屋、駐車場等の賃貸収入
利子、配当	預貯金、有価証券などの利子、株式等の配当金
被保険者以外からの仕送り	生活費、養育費等
育児休業給付金	
雇用保険の失業給付、傷病手当金、出産手当金（日額で判断）	
その他継続性のある収入	譲渡収入や遺産相続の分割収入

■今後1年間の見込み収入で考えます（被扶養者となる日以降1年間）

- 1年を超えない有期契約等であっても、年間ベースに換算して判断します。（月ベースで108,334円（60歳以上は150,000円）未満であるかを確認します。）
- 雇用保険の失業給付、傷病手当金、出産手当金については、日額で判断します。収入基準（60歳未満：3,612円/日、60歳以上：5,000円/日）を下回っているか確認。
- 自営業者等（給与以外）の収入は、直近の連続する3年分の確定申告書で判断します。3年間基準額を超えていないことを確認します。差し引ける経費は健保が認める直接的必要経費のみです、税法上認められる経費とは異なります。

なお、法人を設立して起業している場合は扶養には入れません。

- 「所得」ではなく「収入」です。非課税の収入や手当も含まれますので、通勤手当、非課税の手当等も収入に含まれます。

- その年にしか得られない収入は含みません。

例) ・一括で受け取る退職金(年金型で受け取る退職金は収入になります)

- ・継続性のない不動産売却収入
- ・出産育児一時金
- ・懸賞の賞金

前年から就労・収入状況が変わらない場合

原則として、前年の収入＝今後1年間の見込み収入と考えます。

就労・収入状況が変わった場合

退職証明書、雇用契約書、個人事業の廃業届等、明らかに状況が変わったことが書類で確認できる場合は前年の収入では判断せず、状況が変わった後の見込み収入額を推計します。

パートなどの場合、「雇用契約書や労働条件通知書等」と[勤務先の事業所が証明する「収入\(見込\)証明書」](#)等で確認します。

<収入基準>

対象者	金額
60歳未満	年収：130万円未満 月額：108,334円未満 日額：3,612円未満
60歳以上 または障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障害がある人	年収：180万円未満 月額：150,000円未満 日額：5,000円未満

- ・申請する被扶養者の収入が、被保険者の収入の1/2であること。
- ・主として被保険者の収入によって生活していること。
- ・別居の場合は、主として被保険者の収入(送金)によって生活していること。

※毎月定期的な仕送りが必要

また、認定対象者の収入が被保険者からの送金額より少ないこと。